

陳 述 書

2008年9月22日

原告 根本京子

私は、今回明らかになった自衛隊情報保全隊文書、甲A第1号証の1、ページ19、番号2の欄に記載されている平成16年1月14日の「イラク自衛隊派兵反対県民集会」に参加しました。参加者の一人として、この集会で情報保全隊が不法な監視活動を行ったことに対し、強い怒りをもって抗議し、監視活動の停止を求め原告となりました。

昨年6月、自衛隊東北方面情報保全隊長が各派遣隊長に当てた「情報資料」の存在を知った時、自衛隊がそこまでやるのかと大変驚きました。情報保全隊が系統的に収集した情報を1週間単位にまとめ、定期的に各派遣隊長に資料として送っていたことを、この文書は疑いの余地なく示しています。

この文書では、たとえば「治安情勢」、「国内勢力」、「視察」、「反自衛隊活動」、「外事」など、通常の市民生活の中では使われない言葉が多数使われており、また「P」とか「S」とか、或いは「NL」とか、耳慣れない暗号のようなものが並んでいます。これらは警備公安警察とも共通しており、両者の深いつながり、つまり情報を共有しているのではないかとの疑いを持たせます。こうした点からも、これは紛れもない自衛隊の作成文書であり、その存在の認否を拒否したり、調査活動を隠蔽したりすることは許されません。情報保全隊の組織の実態と活動の実態を明らかにすべきであります。

今回のこの文書に示された「調査」の期間は、平成16年1月から2月にかけてのわずかな期間であります。自衛隊のイラク派遣反対、世界的な戦争反対、イラクからの撤収を求める運動の広がりがあった時期とは言え、短期間にこれだけの「情報」が集められたということは驚きであります。自衛隊情報保全隊が「中央調査隊」として発足したのが昭和42年(1967年)であることを考えれば、今回の文書内容はまさに氷山の一角であり、実際の「調査」がどれほど膨大なものか、どれほど広範囲に及んでいることか、真に背筋の寒くなる思

いがいたしました。

私は1945年7月の仙台空襲を体験しております。命からがら逃げまわり、家や衣服は勿論、鉛筆1本、消しゴム1個の果てまで失いました。そのことから平和を守ることの大切さを痛感し、それを生涯の中心的規範として参りました。2003年イラクへの戦争が始まった時も、率先して自衛隊のイラク派兵反対、戦争反対の集会やデモに参加してきました。

こうした行動に「情報保全隊」という得体の知れない部隊の監視の目があったことなど、当時は知る由もありませんでしたが、事実を知って、平和への思いを踏みにじられたという怒りでいっぱいになりました。保全隊の監視活動は大変忌まわしいことであり、戦時中「反軍思想」ということで多くの国民が特高警察や憲兵に連行されたことを想起させるものであります。戦前ならいざ知らず、戦争の放棄をうたった日本国憲法の下で、「戦争反対」ということがどうして監視を必要とするような行動なのか、私にはまったく理解できません。裁判所の判断を仰ぎたいところであります。

自衛隊は、「国を守る」ということを金科玉条のように掲げていますが、しかしこの文書には戦争反対だけでなく、消費税増税反対、医療費負担増の凍結・見直し、年金制度改悪反対などの行動への監視も含まれております。これが「国を守る」行為とどう結びつくのでしょうか。国の政策・方針に少しでも異を唱える者は、排除すべき危険な「国内勢力」と考えているのかどうか、自衛隊演習騒音に対する住民の苦情やマスコミの取材活動まで、治安対策上監視が必要な対象と考えているのかどうか、自衛隊関係者、特に情報保全隊長など責任あるところの説明を求めたいと思います。

さらに私にとって衝撃的だったのは、甲A第1号証の1、ページ57、番号2に記載の通り、平成16年2月18日から21日までの4日間、秋田市・アトリエで開催された「生誕100年記念小林多喜二展」が監視されていたことでもあります。実におぞましい限りであります。

私は小林多喜二の作品を愛読しており、29歳の若さで東京築地警察署で命を奪われた痛ましい生涯にも深い思いがありました。秋田市での小林多喜二展

は、生誕100年ということもあって北海道や東京などからも多数資料が寄せられ、私も遠路ではありましたが見学に出かけたのでした。会場には多喜二の作品や写真の他、デスマスクや母セキさんの手紙、志賀直哉の弔文などが展示され、多くの人が見入っていました。この多喜二展がなぜ監視の対象になるのでしょうか？多くの見学者の中に監視目的の人物が紛れ込んでいたという事実には暗澹たる思いでしたが、同時に、自宅に土足で踏み込まれたような怒りを禁じえません。精神的自由を侵害され、街の中にも部屋の中にも、どこかに監視の目が光っているのではないかという不気味さを覚えます。

しかも、2月18日から21日までの展示会が、その5日後の26日にはもう一覧表「通知」としてまとめられて各地の派遣隊長に「全部注意」「3月18日まで保存」として送られる。これは個人や小グループのやれることではありません。大きな組織の力が働いていることは明々白々であります。

私はまた、このわずか数十字にまとめられている一覧表の前段には、実際に「視察」した隊員の詳細な報告文書が存在すると考えます。軍事組織である自衛隊が国民の日常行動を秘かに監視するという行為は、国民生活の安穩を脅かすだけでなく、思想及び良心の自由、集会・結社の自由を侵す重大な憲法違反であり、自衛隊法にも反するものと考えます。また重大な人権侵害、国民に対する恫喝であり、断じて許されることではありません。

裁判所がこうした事実をよく検証し、国民の自由と安全な生活を守るために、この違憲行為である自衛隊の監視行動差し止めの決定を下されるよう強く求めるものであります。